

青森県報

第二千九百三十七号

平成二十年
五月二十六日
(月曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(健康福祉課)	一
右 同	(同)	二
右 同	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の休止の届出	(同)	二
右 同	(同)	二
右 同	(同)	二
生活保護法による介護機関の指定	(同)	三
右 同	(同)	三
右 同	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出	(同)	四
生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出	(同)	四
生活保護法による指定介護機関の特定福祉用具販売事業所の所在地変更の届出	(同)	五
生活保護法による指定介護機関の特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地変更の届出	(同)	五
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	(水産振興課)	六
都市計画事業計画の変更認可	(都市計画課)	六
右 同	(同)	六
出先機関	(同)	六

土地改良区の役員の就任及び退任……………(中
南地域局) ……七

土地改良区の役員の退任……………(同) ……七

土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……七

右 同……………(同) ……七

右 同……………(同) ……七

道路の位置の指定……………(上北地域局) ……八

選挙管理委員会

病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び
保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホ
ム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正…(事
務局) ……八

告

示

青森県告示第四百四十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用
する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があつ
たので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	居宅介護事業者	名称	居宅介護事業所	廃止年月日
	主たる事務所の所在地		所在地	
有限会社 清	北津軽郡中泊町大字中里字宝森二九一の三	サテライトデイサービスセンター	つがる市稲垣町繁田袋井一〇九	平成二〇・三・三
通所介護	武田の湯			

株式会社 つがる市 社会福祉協 議会	つがる市木造若 緑五二	訪問入浴 介護	つがる市社 会福祉協議 会訪問入浴 センターもり た	つがる市森田町 七の三	一九・六・三〇
社会福祉法 人弘前わか ば会	弘前市大字城南 五丁目一三の一	通所介護	デイサービス ス秋桜園	弘前市大字城南 五丁目一三の一	二〇・三・三三
株式会社 つがる市 社会福祉協 議会	青森市長島三丁 目一〇の一熊合ビ ル二〇一	訪問介護	ピリブ ンターケ アセハ	八戸市是川三丁 目二の三	"

青森県告示第四百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社 有限会社修 清	北津軽郡中泊町 大字中里字宝森 二九一の三	介護予防防 護事業の種 類	サテライト デイサービス 武田の湯	つがる市稲垣町 繁田袋井一〇九 の一	平成 二〇・三・三三
株式会社 有限会社修 清	青森市長島三丁 目一〇の一熊合ビ ル二〇一	介護予防防 護事業の種 類	ピリブ ンターケ アセハ	八戸市是川三丁 目二の三	"
名称	主たる事務 所の所在地	名称	所在地	廃止 年月日	

青森県告示第四百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務 所の所在地	名称	所在地	廃止 年月日
新郷村	三戸郡新郷村大 字戸来字風呂前 一〇	新郷村在宅介 護センター	三戸郡新郷村大 字戸来字金ヶ沢 坂ノ下一七の一	平成 二〇・三・三三

青森県告示第四百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務 所の所在地	名称	所在地	休 年月日 止
有限会社八 甲タクシ ー	十和田市西二番 町一三の三一	八甲タクシ ーヘルパ ーステー ション	十和田市西二番 町一三の三一	平成 二〇・四・三〇

青森県告示第四百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	介護予防事業者		介護予防事業所	年月日
	名称	主たる事務所の所在地		
有限会社八甲タクシー	訪問介護	八甲タクシーヘルパーステーション	十和田市西二番町一三の三一	平成二〇・四・三〇

青森県告示第四百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	年月日
	名称	主たる事務所の所在地		
社会福祉法人弘前豊徳会	訪問介護	弘前市大字大川一丁目一八の〇	弘前市大字藤野二丁目六の一	平成二〇・三・三

青森県告示第四百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、

介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	居宅介護事業者		居宅介護事業所	指定年月日
	名称	主たる事務所の所在地		
株式会社さくら居宅支援事業所	訪問介護	黒石市追子野木一丁目七四の二	黒石市追子野木一丁目七四の二	平成二〇・四・一
株式会社サライム	訪問介護	八戸市大字中居林字雷一三の一	八戸市大字中居林字雷一三の一	"
株式会社五光	通所介護	つがる市稲垣町繁田袋井一〇九	つがる市稲垣町繁田袋井一〇九	"
社会福祉法人八甲田会	訪問介護	十和田市大字相坂字高清水七八の二二三二	十和田市大字相坂字高清水七八の九九六	"
特定非営利活動法人思いやり家族	"	むつ市新町一七の四〇	むつ市新町一七の四〇	二〇・三・一
有限会社新堂企画	小規模多機能型居宅介護	上北郡東北町上北の三〇八	上北郡東北町大字大浦字菅林一六の一	二〇・四・一
倉石ハーネス株式会社	認知症対応型通所介護	三戸郡五戸町大字倉石中戸字上三平一の一	下北郡風間浦大字易国間字大川目一七の二	二〇・三・一

青森県告示第四百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、

介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社新 有限会社 堂企画	特定非営利 活動法人 いやり家 族	社会福祉法 人八甲田 会	"	社会福祉法 人藤崎協 会	株式会社五 光	株式会社さ くら居宅 支援事業 所	名称	主たる事務 所の所在地	介護予 防事業 者
上北郡東北町上 の北三四丁目三二 の三〇八	むつ市新町一七 の四〇	十和田市大字相 坂二二三二	"	南津軽郡藤崎町 大字常盤字富田 七〇の一	つがる市稲垣町 の繁田袋井一〇九	黒石市追子野木 一丁目七四の二	名称	所在地	介護予 防事業 所
介護予防 小規模多 機能型居 宅介護	"	介護予防 訪問介護	介護予 防通所 介護	介護予 防訪問 介護	介護予 防通所 介護	介護予 防訪問 介護	種類	介護予 防の種 類	
小規模多 機能型居 宅介護 事業所 上北郡 まわりの 里	NPO法 人思い やり家 族	八甲田 荘ステ イル パシ ョン	藤崎町 社協 ステ イル セン ター	藤崎町 社協 サーム ヘル セン ター	セイ サー ビ ス セン ター 武田 の湯	株式会社さ くら居宅 支援事業 所	名称	所在地	介護予 防事業 所
上北郡東北町大 字大浦字菅林一 六の一	むつ市新町一七 の四〇	十和田市大字相 坂九六	"	南津軽郡藤崎町 大字常盤字富田 六七の一	つがる市稲垣町 の繁田袋井一〇九	黒石市追子野木 一丁目七四の二	名称	所在地	介護予 防事業 所
二〇 ・四 一	二〇 ・三 一	二〇 ・四 一	二〇 ・二 三	二〇 ・三 五	"	平成 二〇 ・四 一	年月日 指定		

青森県告示第四百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社五光	株式会社さくら 居宅支援事業 所	株式会社さくら 居宅支援事業 所	名称	主たる事務 所の所在地	居宅介護支 援事業者	居宅介護支 援事業所	年月日 指定
つがる市稲垣町 の繁田袋井一〇九	黒石市追子野木 一丁目七四の二	黒石市追子野木 一丁目七四の二	名称	所在地	居宅介護支 援事業者	居宅介護支 援事業所	年月日 指定
八戸市大字中居 林字雷一三の一	居宅介護支 援事業所	居宅介護支 援事業所	名称	所在地	居宅介護支 援事業者	居宅介護支 援事業所	年月日 指定
つがる市稲垣町 の繁田袋井一〇九	居宅介護支 援事業所	居宅介護支 援事業所	名称	所在地	居宅介護支 援事業者	居宅介護支 援事業所	年月日 指定
"	"	"	名称	所在地	居宅介護支 援事業者	居宅介護支 援事業所	年月日 指定

青森県告示第四百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業所	名称	所在地	変更 年月日
	名称	主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業所	名称	所在地	変更 年月日

変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社 ケアリビング	株式会社 ケアリビング	医療法人 仙知会	医療法人 仙知会
青森市長島三丁目一〇一	青森市長島三丁目一〇一	弘前市大字高屋字本宮四八〇の四	弘前市大字高屋字本宮四八〇の四
"	"	福祉用具貸与	福祉用具貸与
株式会社 ケアリビング	株式会社 ケアリビング	医療法人 仙知会 福祉用具貸与事業所	医療法人 仙知会 福祉用具貸与事業所
青森市長島三丁目一〇一	青森市長島三丁目一〇一	弘前市大字高屋字本宮四八〇の四	弘前市大字高屋字本宮四八〇の四
平成 二〇・四・一	平成 二〇・三・一		

青森県告示第四百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分
株式会社 ケアリビング	株式会社 ケアリビング	医療法人 仙知会	医療法人 仙知会	介護予防事業者
青森市長島三丁目一〇一	青森市長島三丁目一〇一	弘前市大字高屋字本宮四八〇の四	弘前市大字高屋字本宮四八〇の四	
"	"	介護福祉用具貸与	介護福祉用具貸与	介護予防事業の種類
株式会社 ケアリビング	株式会社 ケアリビング	医療法人 仙知会 福祉用具貸与事業所	医療法人 仙知会 福祉用具貸与事業所	介護予防事業所
青森市長島三丁目一〇一	青森市長島三丁目一〇一	弘前市大字高屋字本宮四八〇の四	弘前市大字高屋字本宮四八〇の四	
平成 二〇・四・一	平成 二〇・三・一			変更年月日

青森県告示第四百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から特定福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
株式会社 ケアリビング	株式会社 ケアリビング	特定福祉用具販売事業者
青森市長島三丁目一〇一	青森市長島三丁目一〇一	
株式会社 ケアリビング	株式会社 ケアリビング	特定福祉用具販売事業所
青森市長島三丁目一〇一	青森市長島三丁目一〇一	
平成 二〇・四・一	平成 二〇・三・一	変更年月日

青森県告示第四百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	名称	所在地	変更年月日
	特定介護予防福祉用具販売事業者	特定介護予防福祉用具販売事業者	青森市長島三丁目一〇一	平成 二〇・四・一
	主たる所在地	事業所		

変更前	株式会社ビリーブケア	青森市長島三丁目一の一熊谷ビル二〇二号	ビリーブ青森福祉用具センター	八戸市是川三丁目二の三	平成二〇・四・一
変更後	株式会社ビリーブケア	青森市長島三丁目一の一熊谷ビル二〇二号	センター	八戸市類家四丁目八の一	平成二〇・四・一

青森県告示第四百六十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
上北郡六ヶ所村大字泊字焼山二二六 村畑 昭司	泊区域 泊漁業協同組合の地区	総トン数五ト ン以上十ト ン未満の漁船 により行う漁 業であつて、主 としていかつ り漁業
上北郡六ヶ所村大字泊字村ノ内一四七 中村六太郎	泊区域 泊漁業協同組合の地区	総トン数五ト ン未満の漁船 により行う漁 業であつて、主 としていかつ り漁業
上北郡六ヶ所村大字泊字焼山一 中村 忠志	泊区域 泊漁業協同組合の地区	総トン数五ト ン未満の漁船 により行う漁 業であつて、主 としていかつ り漁業
上北郡六ヶ所村大字泊字川原一五九の三 館 寿二郎	泊区域 泊漁業協同組合の地区	総トン数五ト ン未満の漁船 により行う漁 業であつて、主 としていかつ り漁業

青森県告示第四百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、六ヶ所都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十年五月十六日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

六ヶ所村

二 都市計画事業の種類

六ヶ所都市計画下水道事業（六ヶ所村公共下水道）

三 事業施行期間

平成九年十月七日から平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の認可（平成十七年三月二十五日青森県告示第二百十四号）の事業地に変更なし。

2 使用の部分

都市計画事業計画の認可（平成十七年三月二十五日青森県告示第二百十四号）の事業地に六ヶ所村大字平沼字田面木並びに大字倉内字道ノ上、字道ノ下、字石神、字唐貝地、字谷地通及び前谷地の一部を加え、大字尾駮字野附並びに大字平沼字追館、字道ノ上、字二階坂及び字久保において事業地を変更する。

青森県告示第四百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、板柳都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十年五月十六日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

板柳町

二 都市計画事業の種類

板柳都市計画下水道事業（板柳町公共下水道）

三 事業施行期間

平成二十一年十一月一日から平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

なし

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可(平成十九年三月二十六日青森県告示第二百十九号)の事業地に、北津軽郡板柳町大字長野字福岡及び字西田の各一部並びに大字太田字東若宮、字前橋及び字富岡の各一部を加え、北津軽郡板柳町大字太田字北若宮の一部並びに大字横沢字富永及び字西里見の各一部において事業地を変更する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、六羽川土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十年五月二十六日

中南地域県民局長 佐藤和雄

区役員の別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	奈良 文夫	弘前市大字乳井字乳井四八の一	平成三〇・四・二〇就任
"	阿部 守喜	一 南津軽郡大鰐町大字八幡館字水入五七の二	"
"	瀧本 祐一	平川市大光寺二早稲田四六の二	"
"	田中 功靖	沖館宮崎一六七の一	"
"	須々田政喜	小和森松村八〇	"
"	工藤 長紀	杉館宮元一一九の二	"
"	栗林三千男	柏木町東田二四七	"
"	須々田憲一	本町北柳田五三の一	"
"	赤平 源逸	高畑熊沢一三五の一	"

区役員の別	氏名	住 所	退任の年月日
理事	兜森 忠治	弘前市大字糠坪字桜山一六四	平成三〇・四・一六
"	赤石 悟	大字高杉字神原二六六の二	"

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、弘前北部土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十年五月二十六日

中南地域県民局長 佐藤和雄

区役員の別	氏名	住 所	退任の年月日
監事	福士 長和	弘前市大字薬師堂字日照田八の七	"
"	小山内勝廣	平川市大光寺二村井八一の一	"
"	小野 尚武	" 新館後野一六九	"
"	工藤 昭善	弘前市大字石川字石川一一六の五	"
理事	奈良 文夫	" 大字乳井字乳井四八の一	三〇・四・一九退任
"	阿部 守喜	一 南津軽郡大鰐町大字八幡館字水入五七の二	"
"	瀧本 祐一	平川市大光寺二早稲田四六の二	"
"	田中 功靖	沖館宮崎一六七の一	"
"	須々田政喜	小和森松村八〇	"
"	工藤 長紀	杉館宮元一一九の二	"
"	栗林八千夫	柏木町東田一三六の五	"
"	小林 辰雄	本町村元七五	"
"	斎藤 章	新館藤巻三五の一	"
"	小笠原紀昭	弘前市大字薬師堂字熊本一五の一	"
監事	小山内勝廣	平川市大光寺二村井八一の一	"
"	赤平 源逸	" 高畑熊沢一三五の一	"
"	工藤 昭善	弘前市大字石川字石川一一六の五	"

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、鬼沢
榎木土地改良区の定款の変更を平成二十年四月三日認可したので、同条第三項の規定
により公告する。

平成二十年五月二十六日

中南地域県民局長 佐藤和雄

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、弘前
北部土地改良区の定款の変更を平成二十年四月二十二日認可したので、同条第三項の
規定により公告する。

平成二十年五月二十六日

中南地域県民局長 佐藤和雄

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、豊田
土地改良区の定款の変更を平成二十年四月二十五日認可したので、同条第三項の規定
により公告する。

平成二十年五月二十六日

中南地域県民局長 佐藤和雄

上北地域県民局告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、
次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二
月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部

及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年五月二十六日

上北地域県民局長 丸井幸悦

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
三沢市古間木三丁目二五 六の一	五〇・七〇メートル	六・〇〇メートル	平成 二〇・五・三

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十八号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四号（病院の長、老人ホー
ムの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病
院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正
する。

平成二十年五月二十六日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

三の表中「あかまつ園」を「指定障害福祉サービス事業所あかまつ園」に改める。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
----------------------------------	------------------------------------------	------------------------------